政令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十八号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十九号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の表札幌矯正管区の項中「札幌矯正管区」を「北海道矯正管区」に改め、同表仙台矯正管区の項中「仙台矯正管区」を「東北矯正管区」に改め、同表東京矯正管区の項中「東京矯正管区」を「関東矯正管区」に改め、同表名古屋矯正管区の項中「名古屋矯正管区」を「中部矯正管区」に改め、同表大阪矯正管区の項中「大阪矯正管区」を「近畿矯正管区」に改め、同表広島矯正管区の項中「広島矯正管区」を「中国矯正管区」に改め、同表高松矯正管区の項中「高松矯正管区」を「四国矯正管区」に改め、同表福岡矯正管区の項中「福岡矯正管区」を「九州矯正管区」に改める。

第六十二条第一項中「第一部」を「総務企画部」に、「第二部」を「成人矯正部」に、「第三部」を「少年矯正部」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「第百一条第九号」を「第百三条第五号」に改める。

第三十九条第一号中「及び参事官」を削り、同条第二号中「並びに他課及び参事官」を「及び他課」に改める。

第三十九条の二中「第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに」を「、次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四十一条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十六条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　製菓衛生師に関すること。

第百一条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第百三条第四号を次のように改める。

四　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

第百三条中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関すること。

第百四条中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　消費生活協同組合の事業に関すること。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂